

|           |            |       |       |
|-----------|------------|-------|-------|
| 科目名       | 民法総則       | 科目責任者 | 三宅 利昌 |
| 課題と試験担当教員 |            |       |       |
| 履修方法      | S スクーリング学習 |       |       |
| ナンバリング    | CLAWP220   |       |       |

## ■ 科目概要

民法総則は、民法全体の共通規則ですが、特に物権・債権という財産法に関する重要な規定を多く含んでいます。そこで、メディア授業（DVDによる学習）および面接授業では、日常生活に関係の深い契約制度との関わりという視点から、総則の諸規定を解説していく予定です。

民法の講義は、条文の解釈が中心となるので、とかく抽象的になりがちです。そのため初学者には理解しにくいところがありますが、判例などの解説を通じて、できるだけ具体的な問題点を理解できるように講義を進めていきたいと考えています。

## ■ 到達目標

民法総則で扱う基本的な法律用語の意味内容、諸制度の意義、各条項の要件及び効果を正確に理解しており、学習した内容の個々の項目について具体例を挙げながら説明することができる。

## ■ 科目の計画・内容

| 学習範囲<br>該当する章など  | 学習内容   |
|--|--|
| 第1章 総論<br>I 民法の意義<br>II 法律以外の裁判基準<br>III 民法の解釈と<br>その方法<br>IV 民法の基本原<br>理<br>V 私権行使の原<br>則 | 民法とは、民法の性格（公法と私法）、民法の規律対象、民法と特別法（民法と他の関連諸法）、民法の法源（法律以外の裁判基準）、民法の基本原則とは（権利能力平等の原則、私的所有権絶対の原則、私的自治の原則、過失責任の原則）、私権行使の原則とは（公共の福祉の原則、信義誠実の原則、権利濫用禁止の原則） |
| 第2章 権利の主<br>体<br>II 権利能力<br>III 行為能力   | 権利能力とは、権利能力の始期（胎児の法律上の地位）、権利能力の終期、同時死亡の推定<br>意思能力の意義と意思無能力者の行為の効力<br>行為能力の意義、制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）とその保護機関、制限行為能力者の相手方の保護                  |
| 第2章 権利の主<br>体<br>IV 住所<br>V 不在者の財産<br>管理<br>II 3 失踪宣告                                      | 住所の意義、不在者とは、不在者の財産管理、失踪宣告とは、失踪宣告の取消しと財産上の行為の効力<br>物の意義、物の分類（動産と不動産、主物と従物、元物と果実）  |
| 第3章 権利の客<br>体  |  |

| 学習範囲<br>該当する章など   | 学習内容  |
|---|---|
| 第4章 法律行為<br>Ⅰ 法律行為<br>1 序説<br>2 法律行為の種類<br>3 法律行為の解釈<br>5 法律行為の有効要件 | 意思表示とは（意思表示の意義とその構造）、法律行為と意思表示の関係、法律行為の種類（契約、単独行為、合同行為）<br>法律行為の内容の有効要件（確定性、実現可能性、適法性、社会的妥当性）                             |
| 第4章 法律行為<br>Ⅱ 意思表示<br>1 意思と表示の不一致<br>2 心裡留保<br>3 虚偽表示               | 意思と表示が一致しない場合の意思表示の効力（意思主義と表示主義）<br>心裡留保による意思表示の意義と効力<br>虚偽表示の意義、虚偽表示の効力、善意の第三者の保護、権利外観法理とは、第三者からの転得者の保護、民法94条2項の類推適用について |
| 第1章～第4章<br>第4章 法律行為<br>Ⅱ 意思表示<br>4 錯誤                               | ※メディア授業の理解度を確認するため小テストを実施<br><br>第1章から第4章（虚偽表示まで）の復習（メディア授業の課題の解説を含む）<br>心裡留保・虚偽表示と錯誤の違い、錯誤の意義について                        |
| 第4章 法律行為<br>Ⅱ 意思表示<br>4 錯誤  | 錯誤の種類（表示の錯誤と動機の錯誤）、錯誤の要件と効果   |
| 第4章 法律行為<br>Ⅱ 意思表示<br>5 詐欺・強迫による意思表示                                | 詐欺・強迫の意義、詐欺・強迫による意思表示の効力、詐欺による意思表示の取消しと善意の第三者の保護  |
| 第4章 法律行為<br>Ⅱ 意思表示<br>5 詐欺・強迫による意思表示                                | 詐欺と錯誤との関係、強迫による意思表示   |
| 第4章 法律行為<br>Ⅱ 意思表示<br>6 意思表示の効力発生時期                                 | 到達主義の原則、表意者の死亡・行為能力の喪失と意思表示の効力、公示による意思表示  |
| 第4章 法律行為<br>Ⅲ 無効・取消し  | 無効と取消しの違い、無効行為とは、一部無効、無効行為の転換、無効行為の追認   |
| 第4章 法律行為<br>Ⅲ 無効・取消し  | 取消しとは、取り消しの効果、取り消すことができる行為の追認、法定追認  |
| 第4章 法律行為<br>Ⅳ 条件・期限   | 条件とは、条件の発生または不発生の法律効果、条件付権利の保護、特殊の条件  |
| 第4章 法律行為<br>Ⅳ 条件・期限   | 期限とは、期限の利益とその放棄、期限の利益の喪失  |
| 第5章 代理<br>Ⅰ 序説  | 代理とは何か、代理の存在理由（任意代理と法定代理）、代理の法律構成、代理と区別される制度（使者、間接代理）   |
| 第5章 代理<br>Ⅱ 代理権   | 代理権の発生、代理権授与行為の法的性質、代理権の範囲、代理権の制限（自己契約・双方代理の禁止）、代理権の消滅  |
| 第5章 代理<br>Ⅲ 代理行為  | 顕名の原則、顕名のない場合の扱い、代理行為の瑕疵とその処理   |
| 第5章 代理<br>Ⅳ 無権代理<br>1 序説<br>2 無権代理                                  | 無権代理行為の効力（本人の取りうる手段、相手方の取りうる手段）、無権代理人の責任、無権代理と相続（相続による本人と無権代理人の資格の同一化）  |
| 第5章 代理<br>Ⅳ 無権代理<br>3 表見代理  | 表見代理の意義、表見代理の三類型（①代理権授与の表示による表見代理）  |

| 学習範囲<br>該当する章など                                       | 学習内容  |
|---|---|
| 第5章 代理<br>IV 無権代理<br>3 表見代理                           | 表見代理の三類型（②権限外の行為による表見代理、③代理権消滅後の表見代理）、表見代理の効果             |
| 第6章 期間  | 期間の意義、期間の計算方法   |
| 第7章 時効<br>I 序説<br>II 時効制度の存在理由                        | 時効の意義と時効制度の構造、時効制度の存在理由                                   |
| 第7章 時効<br>III 時効の援用                                   | 時効の援用の意義、時効の完成・援用と時効の効果発生との関係、援用権者、援用の効果の及ぶ人的範囲、援用権の喪失・放棄 |
| 第7章 時効<br>IV 時効の中断<br>V 時効の停止                         | 時効の中断の意義と中断事由、中断の効果、時効の停止の意義と停止事由、停止の効果                   |
| 第7章 時効<br>VI 取得時効<br>VII 消滅時効                         | 所有権の取得時効の要件とその効果、所有権以外の財産権の取得時効、消滅時効の意義とその起算点、消滅時効の期間     |
| 第2章 権利の主体<br>VI 法人<br>1（法人法の改正について）～5<br>（法人の機関と解散命令） | 法人の意義、法人の必要性、法人の種類（社団法人と財団法人、公益法人・営利法人・中間法人）、法人の設立とその方法   |
| 第2章 権利の主体<br>VI 法人<br>6 法人の対外的法律関係                    | 法人の権利能力とその制限、理事の代表権、法人の不法行為責任                             |
| 第2章 権利の主体<br>VI 法人<br>7 法人の消滅                         | 法人の解散事由、法人の清算   |
| 第2章 権利の主体<br>VI 法人<br>8 権利能力なき<br>社団                  | 権利能力なき社団の意義、権利能力なき社団の法律関係                                 |

## ■ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークは行いません。

## ■DVDに関する内容理解の確認方法

面接授業1回目に小テストがあります。

## ■学習方法・評価

| 種別   | 評価基準   |
|------|--|
| 試験   | ○スクーリング試験：法律行為および意思表示をめぐる諸問題について基礎的内容を理解しており、具体例を挙げて説明ができるか。<br>○科目試験：各科目試験の範囲内の学習内容項目について基礎的内容を理解しており、具体例を挙げて説明ができるか。 |
| レポート | 当該レポート課題で何が問われているのかを理解することができ、求められている事柄についての的確に述べられているか。   |

## ■ 評価方法

---

- スクーリング試験：70%
- レポート：30%

## ■ 教科書

---

**書名：**民法(1)総則第3版補訂(有斐閣Sシリーズ)  
**著者名：**山田・河内・安永・松久  
**出版社名：**有斐閣  
**出版年：**  
**版：**  
**刷：**  
**ISBN：**

## ■ 参考書

---

- ・著者名：内田貴
- ・書名：民法I 第4版 総則・物権総論
- ・出版社：東京大学出版会
- ・出版年および版：2008年 第4版

## ■ 履修上のアドバイス

---

民法総則は、民法の他の分野と比べ、初学者にとって難解だといわれています。学習に取り組むにあたっては、教科書・参考書の解説に用いられている具体例を理解することが大切です。その条文が典型的にはどのような場合を予定しているか、また具体的にどのような事案の解決に使われているかを理解する学習を心がけてください。また、教科書に出てきた条文は、必ず六法で確認してください。

## ■ 自習時間

---

- スクーリング学習の場合：スクーリング前のDVD学習（5回分）で10時間程度、また、面接授業後の復習に10時間程度、さらにレポート作成に向けた学習に26時間程度、レポート学習に4時間程度の学習時間が必要です。
- テキスト学習の場合：レポートの作成、科目試験のために40時間程度の学習時間が必要です。また、科目試験の準備としては、10時間程度の学習時間が必要です。

## ■ 担当者のプロフィール

---

1967年 岐阜県に生まれる  
1989年 創価大学法学部卒業